令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）のうち

ペロブスカイト太陽電池等の導入に向けた事前調査や導入計画策定を行う事業

＜ＰＳＣ調査・計画策定事業＞

Q&A 集

令和８年８月 20 日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目　　次

1.【全般】 1

1-1.本補助事業はどのような体制で執行されますか。 1

1-2.本補助事業の目的は何ですか。 1

1-3.本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。 1

1-4.直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。 2

1-5.同一の代表申請者が複数の施設について、事前調査や導入計画策定を行う場合、申請は施設毎に行う必要がありますか。束ね申請は認められますか。 3

1-6.本補助事業では、「本導入計画策定事業を行った年度終了後、２年以内に、策定した導入計画に基づきペロブスカイト太陽電池を導入すること」とされていますが、導入を行う者（設備等を所有する者）と異なる者が事前調査・導入計画策定事業に申請することはできますか。 3

1-7.多くの施設を所有していますが、耐荷重など施設に係る基本的な情報がなく、ペロブスカイト太陽電池を設置できるのか、どの施設が最適なのかわかりません。ペロブスカイト太陽電池を導入する施設を決めるために、本補助事業を用いて事前調査することはできますか。 3

1-8.事前調査は必須でないとのことですが、導入計画策定のみで申請することは可能ですか。 3

1-9.公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのですか。 4

1-10.応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればいいですか。 4

1-11.他の補助金との併用は可能ですか。 4

1-12.応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。 4

2.【申請時の提出書類について】 5

2-1.応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。 5

2-2.別紙１実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。 5

2-3.申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。 5

2-4.代表事業者の業務概要や貸借対照表･損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出してよいですか。 5

2-5.連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。 5
2-6.貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要ですか。 5
3.【事業要件について】 6
3-1.事前調査の申請にあたり、必要な内容は何ですか。 6
3-2.「調査対象施設等において従来型の太陽光パネルの設置が困難、かつ、ペロブスカイト太陽電池の設置が可能であることを明らかにするための調査」とは具体的に何を調べればいいですか。 6
3-3.本補助事業に申請するにあたり、検討の前提となる導入予定のペロブスカイト太陽電池はどの製品でもいいですか。 6
3-4.事前調査や導入計画策定を実施するためには、導入予定のペロブスカイト太陽電池についての情報が必要になりますが、どのように入手できますか。 6
3-5.構造設計の専門家とは誰ですか。何らかの資格を有している必要がありますか。 6
3-6.導入計画策定の申請にあたり、必要な内容は何ですか。 7
3-7.導入計画策定において、導入量を「【設備等導入事業】ア（１）の発電容量以上とすること」とありますが、５kW 以上導入すればいいですか。 7
3-8.導入計画策定では、どのような計画が成果として必要になりますか。 7
3-9.「本導入計画策定事業を行った年度終了後２年間、ペロブスカイト太陽電池の導入予定と設置完了について補助事業者が自ら公表すること」とありますが、ＨＰを開設していない場合、どうすればいいですか。 7
3-10.現在の【設備等導入事業】ア（１）の発電容量に基づき本補助事業で導入量５kW の導入計画を策定し、その後【設備等導入事業】ア（１）の発電容量が引き上げられ、導入計画の実行ができなくなった場合、補助金返還になるのですか。 7
3-11.事前調査を行った結果、ペロブスカイト太陽電池を５kW 以上設置できない、あるいは、従来型の太陽光パネルが設置可能という結果になったときはどうなりますか。事業要件である導入計画策定ができなくなるため、補助金の交付は得られなくなるのですか。 8
3-12.「ペロブスカイト太陽電池の導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返還させる場合がある。」とありますが、返還にならないこともあるのですか。 8
3-13.導入計画の策定において、二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出すればよいですか。 8
3-14.建築基準法での基準風速、垂直積雪量はどう調べればいいですか。 8

3-15.本補助事業において、補助事業者はどのようなデータの提供を行う必要がありますか。 8
3-16.事業成果等の公表について、どのようなことが必要ですか。 8
3-17.逆潮流は認められますか。 9
3-18.導入計画策定にあたって、IoT 製品のセキュリティ対策について、どのような対応が必要ですか。 9
3-19.導入を予定している機器が JC-STAR 適合品であるかどうかを確認する方法はありますか。 9
3-20.本補助事業について、優先採択を得られる条件はありますか。 9
4.【補助対象経費について】 １０
4-1.補助金の補助率を教えてください。 １０
4-2.補助金額に上限額・下限額はありますか。 １０
4-3.補助金の上限額は１施設あたりで設定されていますが、複数の事業対象施設の導入計画を一つの計画として策定（委託）する場合の補助額の上限の考え方を教えてください。 １０
4-4.補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。 １０
4-5.消費税は補助対象となりますか。 １１
5.【事業期間について】 １２
5-1.事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。 １２
5-2.事業期間に変更が発生した場合はどうすればよいですか。 １２
6.【採択以降について】 １３
6-1.請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。 １３
6-2.請負業者等との契約（発注）はいつ行えばよいですか。 １３
6-3.請負業者等への発注は「競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。 １３
6-4.発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、これまで安全上の観点から随意契約としています。本補助事業による導入検討段階においても同様の観点から随意契約は認められますか。 １３
6-5.補助対象となる調査と、補助対象とならない調査（全額自己負担）を一つの契約にまとめることは可能でしょうか。 １３
6-6.採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額を増額して請求可能ですか。 １３

6-7.外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。 １４
6-8.事業の計画変更について、交付規程第８条第１項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。 １４
6-9.請負代金等の支払方法の注意点はありますか。 １４
7【その他】 １５
7-1.本補助事業で策定した導入計画どおりに設備導入が完了できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。 １５
7-2.本補助事業で導入計画策定を行ったが、策定した導入計画に基づくペロブスカイト太陽電池の導入が不可能となった場合、どのような手続きが必要になりますか。 １５
7-3.ペロブスカイト太陽電池には鉛が含まれていると聞きます。財産を処分する場合のリサイクルや廃棄物としての処分はどのように行えばいいですか。 １５

１．【全般】

1-1.本補助事業はどのような体制で執行されますか。

本補助事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。

なお、本補助事業に係る応募申請・交付申請・完了実績報告の各手続きは、電子申請システムを用いて行っていただきます。入力内容についての問合せ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）までお願いします。

1-2.本補助事業の目的は何ですか。

本補助事業は、軽量・柔軟などの特徴を有し、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約 30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術であるペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やＧＸ市場創造を図ることを目的としています。

1-3.本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

ア　本補助事業に応募できる者は次のとおりです。

（１）民間企業
（２）地方公共団体
（３）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
（４）地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
（５）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
（６）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
（７）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
（８）特別法の規定に基づき設立された協同組合等
（９）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
（10）その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

上記の「民間企業」は、本補助事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社などをいいます。

イ　ア（１）の「民間企業」については、本補助事業に係る補助金交付申請日までに、以下のすべての取組の実施について表明する者に限ります。

（１）以下のＡ及びＢの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策推進法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO2 排出量が 20 万ｔ未満の企業又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業に該当する企

業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。

A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

（ｉ）国内における Scope１（事業者自ら排出）・Scope２（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2030 年度について設定し、本補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「ＧＸリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ⅱ）（ｉ）で掲げた目標を達成できない場合にはＪクレジット又は JCM（二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism））その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026 年度以降のＧＸフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。ただし、Ａと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなします。

（２）自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

（３）必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

本補助事業に応募できる者は、共同事業者を含め公募要領別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。

1-4.直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として応募の対象外とします。

ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面及び単体ベースの直近の２決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当する場合は、事前に協会に相談してください。

申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を添付してください。法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する貸借対照表及び損益計算書並びに法人登記全部事項証明書を添付してください。（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付してください。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しません）。

1-5.同一の代表申請者が複数の施設について、事前調査や導入計画策定を行う場合、申請は施設毎に行う必要がありますか。束ね申請は認められますか。

ペロブスカイト太陽電池の導入を予定する施設が複数か所あり、それらの事前調査や導入計画策定を行う場合は、一つの事業として申請してください。施設が異なる地方公共団体に所在していても構いません。

なお、本補助事業に係る手続きは、電子申請システムを用いて行っていただきます。システムは３施設の入力まで対応しています。４施設以上を対象に事業を実施する場合は、入力方法を協会までご相談ください。

1-6.本補助事業では、「本導入計画策定事業を行った年度終了後、２年以内に、策定した導入計画に基づきペロブスカイト太陽電池を導入すること」とされていますが、導入を行う者（設備等を所有する者）と異なる者が事前調査・導入計画策定事業に申請することはできますか。

設備導入を行う想定の者（設備導入実施者）と異なる者が、本補助事業に申請することは可能です。ただし、本補助事業では、事業を行った年度終了後２年以内にペロブスカイト太陽電池の導入が完了できない場合には、本補助事業で交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返還させる場合があります。返還は本補助事業の交付を受けた者（導入計画策定実施者）に課せられますので、導入計画策定実施者と設備導入実施者が異なる場合は、双方で十分調整のうえ申請してください。

1-7.多くの施設を所有していますが、耐荷重など施設に係る基本的な情報がなく、ペロブスカイト太陽電池を設置できるのか、どの施設が最適なのかわかりません。ペロブスカイト太陽電池を導入する施設を決めるために、本補助事業を用いて事前調査することはできますか。

本補助事業は、ペロブスカイト太陽電池の実装を前提とした事前調査や導入計画策定を支援することを目的にしており、事業を行った対象施設において、年度終了後２年以内にペロブスカイト太陽電池の導入を完了いただくことを要件としています。

このため、所有施設の中からペロブスカイト太陽電池の導入を検討する施設を絞り込むためのスクリーニング調査などは補助対象外となります。

1-8.事前調査は必須でないとのことですが、導入計画策定のみで申請することは可能ですか。

本補助事業において策定する導入計画は、従来型の太陽光パネルの設置が困難な設置場所にペロブスカイト太陽電池を安全に設置できる計画であることが前提となります。

このような導入計画策定に必要となる建物の耐荷重等が既存の情報により既に得られている場合は、あらためて本補助事業を活用した事前調査を行う必要はありません。導入計画策定に必要な情報が得られていない場合は、本補助事業における事前調査を合わせて行う申請とするか、別途事前調査を実施した上で導入計画策定の申請を行ってください。

1-9.公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのですか。

実施計画書等の内容が本補助事業の趣旨に沿い、審査基準に基づき審査・評価し、予算の範囲内で採択を行いますので、公募の要件を満たしたものであっても必ず採択されるわけではありません。応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、１事業者当たりの採択額に上限を設けるなどの措置を行うことがあります。

1-10.応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればいいですか。

書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じましたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、事業内容を十分に検討の上、応募してください。

1-11.他の補助金との併用は可能ですか。

国からの補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）は１事業に対し１件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、当協会の補助金が採択された場合は、本補助事業を優先し、他の補助金については辞退するようにお願いします。

地方公共団体からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。地方公共団体の補助金と併用する場合には、両補助金の合計は、総事業費の範囲内となります。総事業費からの超過等が発覚した場合は、超過分について、減額・返還を求める場合があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

1-12.応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

質問等は、協会ホームページの「お問合せ」フォームから、または「電子メール」でお問い合わせください。

２．【申請時の提出書類について】

2-1.応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

法人・地方公共団体の代表権を持つ方としてください。

なお、代表者からの公式な（代表者印が押されるなど）委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2.別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

代表事業者の法人・地方公共団体に所属し、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

代行申請や手続き代行は認めません。ただし、申請に関して、コンサルタント等の支援を受けている場合、協会と実施事業者の担当者間のメールの共有者（cc）にコンサルタントを入れることは差し支えありません。

2-3.申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。

申請の段階では、経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。

なお、事業採択の審査結果においては、申請時の見積金額に基づいて、補助基本額及び補助金額を示しますので、ここに記載の金額を超えた交付はできません。

また、見積書は、申請時点で見積有効期限が切れていないものを添付してください。

2-4.代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出してよいですか。

問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5.連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。

単体と連結の両方を提出してください。

2-6.貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要ですか。

原本証明は不要です。

３．【事業要件について】

3-1.事前調査の申請にあたり、必要な内容は何ですか。

申請者情報のほか、調査対象施設に係る基本情報に加え、従来型の太陽光パネルの設置が困難、かつ、ペロブスカイト太陽電池が安全に設置可能であることを明らかにするため、施設のどの場所・面積について、耐荷重等をどのような体制・どのような方法で調査するか等を具体的に示していただきます。

応募は、電子申請システムの画面の案内に従って、質問項目について順次入力、あるいは資料を添付いただくことで、手続きができます。

3-2.「調査対象施設等において従来型の太陽光パネルの設置が困難、かつ、ペロブスカイト太陽電池の設置が可能であることを明らかにするための調査」とは具体的に何を調べればいいですか。

調査対象施設に係る調査（建物屋根の積載物の荷重、建物改修の状況）や現地調査、調査結果に基づく構造計算など、ペロブスカイト太陽電池の導入を検討する設置場所の耐荷重等の確認やペロブスカイト太陽電池を設置した際の安全性について確認するために必要な調査を行ってください。

調査の実施や調査結果の検討にあたっては、専門的な確認が必要になることから、必ず、建築士など構造設計の専門家による確認が得られる調査体制を構築して実施してください。

3-3.本補助事業に申請するにあたり、検討の前提となる導入予定のペロブスカイト太陽電池はどの製品でもいいですか。

本補助事業では、経済成長やサプライチェーン強靱化、脱炭素などの同時達成に資するペロブスカイト太陽電池の導入を対象とした事前調査・導入計画策定を行うものを補助対象としています。

具体的には、協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認されたペロブスカイト太陽電池モジュールで、協会ホームページでお知らせしています。

お知らせしている型式以外の製品の導入を想定したものは、本補助事業の対象となりません。

3-4.事前調査や導入計画策定を実施するためには、導入予定のペロブスカイト太陽電池についての情報が必要になりますが、どのように入手できますか。

検討の前提となるペロブスカイト太陽電池については、性能評価により性能が確認されたものになります。設置可否の検討にあたっては、事業対象施設への設置の際に製品の自重や設置部材の荷重をどれだけ見込む必要があるか等の情報が必要になりますので、メーカーと調整のうえ検討を進めるようにしてください。

3-5.構造設計の専門家とは誰ですか。何らかの資格を有している必要がありますか。

構造設計一級建築士などの構造設計に関連する資格を有する者等で、耐荷重の数値に関する技術的検討や設置可否の判断について技術的知見をもとに検討・判断ができる者をいいます。

3-6.導入計画策定の申請にあたり、必要な内容は何ですか。

導入計画策定事業では、2 年以内にペロブスカイト太陽電池の設置を確実に行うための計画を策定することが必要であり、計画に記載する内容や計画策定体制・手法を、申請時に示していただきます。

事前調査を行わず、既存の耐荷重等の調査結果を用いる場合は、その結果も必要です。

応募は、事前調査の場合と同様、電子申請システムの画面の案内に従って、質問項目について順次入力、あるいは資料を添付いただくことで、手続きができます。

3-7.導入計画策定において、導入量を「【設備等導入事業】ア（１）の発電容量以上とすること」とありますが、５kW 以上導入すればいいですか。

現在の設備等導入事業の発電容量の要件は 5 kW 以上となっています。

ただし、今後、設備等導入事業の事業要件が見直され、発電容量の要件が変更になる可能性があります。ペロブスカイト太陽電池の導入について設備等導入事業を活用して実施する場合、応募時点の設備等導入事業の要件が適用されますので、その要件を満たすことが必要になります。

3-8.導入計画策定では、どのような計画が成果として必要になりますか。

ペロブスカイト太陽電池の設置を 2 年以内に確実に行うための計画が必要です。

具体的には、導入先施設の情報（屋根材、屋根形状、耐荷重等）、ペロブスカイト太陽電池等の設備の構成・設置図面（位置・配線）、導入量、想定発電量、導入完了までのスケジュール、事業費、CO2 削減量及び CO2 削減コスト、電力需要家、自家消費率等が具体的に盛り込まれていることを想定しています。

3-9.「本導入計画策定事業を行った年度終了後２年間、ペロブスカイト太陽電池の導入予定と設置完了について補助事業者が自ら公表すること」とありますが、ＨＰを開設していない場合、どうすればいいですか。

ペロブスカイト太陽電池の導入予定及び設置完了についての補助事業者による自らの公表は、自身の HP での公表を想定しています。民間事業者で自社 HP を開設していない場合は、本事業を行った年度終了後 2 年間の間、第三者が閲覧可能な媒体など他の公表手段を検討し、相談してください。

3-10.現在の【設備等導入事業】ア（１）の発電容量に基づき本補助事業で導入量５kW の導入計画を策定し、その後【設備等導入事業】ア（１）の発電容量が引き上げられ、導入計画の実行ができなくなった場合、補助金返還になるのですか。

設備等導入事業の発電容量に係る要件が引き上げられ、設備等導入事業を活用できず、導入計画の実行が困難になった場合は補助金返還の対象にはなりませんが、設備等導入事業を活用せず可能な範囲でのペロブスカイト太陽電池の導入に努めてください。

3-11.事前調査を行った結果、ペロブスカイト太陽電池を５kW 以上設置できない、あるいは、従来型の太陽光パネルが設置可能という結果になったときはどうなりますか。事業要件である導入計画策定ができなくなるため、補助金の交付は得られなくなるのですか。

当初から事前調査のみを行う申請はできません。事前調査と導入計画策定の両方を行う事業において事前調査を行った結果ペロブスカイト太陽電池の設置ができないことが判明した場合には、導入計画策定の必要はなく、実施した事前調査に要した経費は補助対象となります。

この場合、交付規程に基づき所定の手続きが必要となります。

3-12.「ペロブスカイト太陽電池の導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返還させる場合がある。」とありますが、返還にならないこともあるのですか。

例えば、メーカーによる製品の供給遅れや災害の発生など、補助事業者の責によらない事情による場合は、補助金返還にならない可能性があります。

3-13.導入計画の策定において、二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出すればよいですか。

二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。

導入設備については、上記ガイドブック及び説明資料「CO２削減効果算定ガイドブック　ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

3-14.建築基準法での基準風速、垂直積雪量はどう調べればいいですか。

基準風速については、平成 12 年建設省告示第 1454 号第２項を確認してください。

垂直積雪量は、建設地の特定行政庁が定める数値としておりますので、特定行政庁へお問い合わせください。

3-15.本補助事業において、補助事業者はどのようなデータの提供を行う必要がありますか。

補助事業者は、本事業を行った年度終了後２年間、ペロブスカイト太陽電池の導入予定と設置完了について自ら公表することが必要となります。

その他、公募要領「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」（３）に記載のとおり、情報提供を求める可能性があることに留意してください。

3-16.事業成果等の公表について、どのようなことが必要ですか。

本補助事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を

行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3-17.逆潮流は認められますか。

逆潮流は可能ですが、FIT/FIP 制度との併用はできません。

3-18.導入計画策定にあたって、IoT 製品のセキュリティ対策について、どのような対応が必要ですか。

本補助事業で策定する導入計画において、IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器を使用する場合は、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★１以上）を使用する計画とすることが必要です。

JC-STAR の取得対象となる機器は、以下のうち、IP 通信機能を有する機器を想定しています。

①太陽光発電用パワーコンディショナ（PCS）
②定置用蓄電池（PCS 部分を含む）
③EMS（エネルギーマネジメントシステム）
④制御装置
⑤その他、IP 通信機能を有する設備

JC-STAR の取得対象とならない機器は、IP 通信機能を有さない機器（IP 通信機能がなく、RS-485 などでシリアル通信を行う機器を含む）です。また、監視カメラのようにデータ通信を行うものの、太陽光発電設備・蓄電池システムと直接連携しない機器は、本対応の対象外です。

3-19.導入を予定している機器が JC-STAR 適合品であるかどうかを確認する方法はありますか。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開している適合ラベル取得製品リストで確認できます。 https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-productlist/index.html

3-20.本補助事業について、優先採択を得られる条件はありますか。

本補助事業においては、優先採択条件はありません。

４．【補助対象経費について】

4-1.補助金の補助率を教えてください。

本補助金の補助率は１０分の９です。

4-2.補助金額に上限額・下限額はありますか。

補助金の交付額は、導入計画策定のみを行う場合は、1 施設あたり 50 万円が上限となります。

また、事前調査と導入計画策定を併せて行う場合の 1 施設あたりの上限は以下のとおりとなります。いずれも下限値はありません。

区分	調査対象面積	上限額
構造計算書がある場合	１００㎡以上	１００万円
構造計算書がない場合	１００㎡以上 ～ １，０００㎡未満	４００万円
	１，０００㎡以上 ～ １，５００㎡未満	４５０万円
	１，５００㎡以上	５００万円

4-3.補助金の上限額は 1 施設あたりで設定されていますが、複数の事業対象施設の導入計画を一つの計画として策定（委託）する場合の補助額の上限の考え方を教えてください。

複数の事業対象施設の導入計画を一つにまとめて策定する場合は、導入計画策定経費を事業対象施設数で除した額を 1 施設あたりの経費として計算してください。

4-4.補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

＜補助対象外経費の例＞

・本補助金への応募・申請・報告等の手続に係る費用
・ＰＣ、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
・気温計・日射計・気象信号変換器とその設置費用
・ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用
・委託先等への振込手数料
・地方公共団体等への申請・届出・登録等に係る費用
・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
・廃棄物の処理費用（処分費・運搬費）
・その他事業の実施に直接関連のない経費

4-5.消費税は補助対象となりますか。

消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体（特定収入割合が５％を超える場合）及び消費税法別表第３に掲げる法人の補助事業者

⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第 10 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告してください。

５．【事業期間について】

5-1.事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

事業完了には、当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していることが必要です。

5-2.事業期間に変更が発生した場合はどうすればよいですか。

応募にあたっては、令和 9 年の 1 月末日までに事業を完了するよう計画を立てたうえで申請してください。

ただし、その後の状況により事業が遅れることがわかった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

６．【採択以降について】

6-1.請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

問題ありません。交付決定後、速やかに事業開始できるように準備してください。

6-2.請負業者等との契約（発注）はいつ行えばよいですか。

交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

6-3.請負業者等への発注は「競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

競争入札又は三者以上による見積合わせを行ってください。

6-4.発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、これまで安全上の観点から随意契約としています。本補助事業による導入検討段階においても同様の観点から随意契約は認められますか。

補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適当である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、申請段階で分かっている場合は、申請時に理由書を添付してください。

ただし、社内規程で決まっている、又は単に当該業務に精通していることのみをもって随意契約とすることは、理由として認められません。

6-5.補助対象となる調査と、補助対象とならない調査（全額自己負担）を一つの契約にまとめることは可能でしょうか。

別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の調査と補助対象外の調査の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください（内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等）。

6-6.採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額を増額して請求可能ですか。

交付申請時においては、採択通知に記載された補助金所要内示額が補助金交付額の上限になります。

交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金の額が上限になります。

6-7.外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

採択時の事業計画内容と異なるものは、原則として認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

6-8.事業の計画変更について、交付規程第８条第 1 項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第 2 の第 1 欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の 15%以内の変更であり、以下の 2 点に該当する場合を指します。

・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じた場合は、独自に判断せず、必ず事前に協会へ相談してください。

6-9.請負代金等の支払方法の注意点はありますか。

原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等の支払先への着金が確認できるもの）の整理をお願いします。

請負代金を支払う際は、請求金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。振込手数料は補助対象外です。

7【その他】

7-1.本補助事業で策定した導入計画どおりに設備導入が完了できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

導入計画どおりのペロブスカイト太陽電池の導入が完了できないことが判明した場合は、原因等を具体的に説明してください。

補助事業者は、本導入計画策定事業を行った年度終了後２年間、ペロブスカイト太陽電池の導入予定と設置完了について補助事業者が自ら公表することが必要です。その公表内容からペロブスカイト太陽電池導入計画の進捗状況について環境省から照会することがあります。

製品の供給遅れなどの補助事業者の責によらない事情がある場合を除き、導入計画どおりにペロブスカイト太陽電池の導入が完了できなかった場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額の返還を求めることがありますので、ご承知おきください。

7-2.本補助事業で導入計画策定を行ったが、策定した導入計画に基づくペロブスカイト太陽電池の導入が不可能となった場合、どのような手続きが必要になりますか。

本補助事業では、導入計画策定を行った年度終了後２年以内に、策定した導入計画に基づきペロブスカイト太陽電池を導入していただくことを想定しています。やむを得ず、導入計画に基づくペロブスカイト太陽電池の導入が不可能となった場合は、所定の手続きを行った上で、本補助事業で交付された補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

なお、メーカーによる製品供給の遅れなど、補助事業者の責によらない事情がある場合は返還を求めない場合があります。

7-3.ペロブスカイト太陽電池には鉛が含まれていると聞きます。財産を処分する場合のリサイクルや廃棄物としての処分はどのように行えばいいですか。

ペロブスカイト太陽電池のリサイクル技術等については、国において研究が進められているところです。今後、ガイドライン等が示された場合には、それに沿って対応してください。